

調書（決定）	
事件の表示	平成●●年（〇〇）第●●号
決定日	平成22年6月1日
裁判所	最高裁判所第三小法廷
裁判長裁判官	那須弘平
裁判官	堀籠幸男
裁判官	田原睦夫
裁判官	近藤崇晴
当事者等	別紙当事者目録記載のとおり
原判決の表示	東京高等裁判所平成●●年（〇〇）第●●号（平成21年9月9日判決）
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第1 主文</p> <p>1 本件を上告審として受理しない。</p> <p>2 申立費用は申立人の負担とする。</p> <p>第2 理由</p> <p>本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。</p> <p style="text-align: right;">平成22年6月1日 最高裁判所第三小法廷 裁判所書記官</p>	

当事者目録

申立人 独立行政法人Y
相手方 国